

特集

若い世代と、ともに

# 朝日の 社会福祉 2021



思いは、  
つながり、  
広がる。

## なんとかしたいを、 ともに

 朝日新聞厚生文化事業団

本部（東京） 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2  
TEL 03-5540-7446 FAX 03-5565-1643

大阪事務所 〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18

西部事務所 〒812-8511 福岡市博多区博多駅前2-1-1

名古屋事務所 〒460-8488 名古屋市中区栄1-3-3

このダイレクトメールは、昨年ご寄付をくださった方などへお送りしています。送付停止や住所変更などのお問い合わせは、お手数ですが下記専用ダイヤルへご連絡ください。ホームページの専用フォーム（右のQRコード参照）からもお手続きいただけます。



**TEL 0120-600-668**

朝日の社会福祉2021

2021年7月発行

発行者：社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団

執筆協力：今村美都

デザイン・イラスト：かえるぐみ

入学や進級を控えた3月下旬、「児童養護施設・里親家庭等進学応援金」を受けている大学生などがオンラインで交流する「ピアミーティング」を開きました。2日間でのべ90人余りが参加しました。

有志の学生が主体になって企画、運営したこの集いのテーマは、施設で暮らすなどの共通体験を持つ仲間と一緒に、後輩や同じ境遇にある学生のために何ができるかを考えること。「私たちにしかできないことがきっとある」と、真摯に語り合い、具体的なアイデアや思いを発表する姿は、未来へ希望を感じさせるものでした。

朝日新聞厚生文化事業団は、「福祉を支える人づくり」を活動の理念の一つにあげています。特に次代を担う若い人に、誰もが支え合い、和やかに暮らせる福祉社会を築く力となってほしいと願い、各種応援金や災害発生時の学生ボランティア活動の推進などに取り組んでいます。

取り組みの一つとして、ここ数年、これまで注目されることがなかった「精神疾患のある親のもとで育った人たち」との活動に力を入れてきました。当事者同士が支え合うネットワークは、着実に全国に広がっています。その若きリーダー、坂本拓さんにインタビューしました。

また、1984（昭和59）年から続いている「全国高校生の手話によるスピーチコンテスト」では、多くの出場者がその後、福祉の世界で活躍しています。2018年の入賞者で、大学で看護師をめざしながら手話サークルを立ち上げた徳永旭（あき）さんに、その思いをうかがいました。

皆様のご支援が、志をもつ若い世代を支えます。そのエネルギーがつながり、広がっていくように、私たちはこれからも様々な実践を進めてまいります。

 朝日新聞厚生文化事業団

<http://www.asahi-welfare.or.jp/>

# 「子どもの立場から情報発信 悩み苦しむ仲間に居場所と支えを

精神疾患の親を持つ子どもの会「こどもぴあ」代表であり、自らも精神疾患を抱える母親と長年暮らしてきた経験を持つ坂本拓さん。「最終的には、こどもぴあが必要とされない社会に」と遠くに視座を置きながらも、今「こどもぴあ」で悩み苦しむ仲間たちの居場所づくりをサポートする活動を行っています。

## 母親をケアし続けた学生時代

中学2年生のある日、坂本さんはリストカットをした母親と、懸命に包帯で止血する義父、すぐそばには血の付いた包丁という現場に出くわしてしまいます。その日以来寝込みがちになり、結局は仕事も辞めてしまった母親に寄り添い、「話を聴くことで力になれるかな」と、ひたすらに耳を傾けました。当時は母親と向き合うことに精一杯。周囲に相談するという発想すらなく、一人で抱え込んでいたと言います。

この選択が精神保健福祉士として活躍する、現在の坂本さんへとつながっていきます。坂本さんは母親の告白で病名を知りましたが、精神疾患の親を持つ子どもたちは、親が病気と知らされないまま、あるいは、病気が付かないまま成長することも少なくありません。病気という客観的な答えがでず、「毒親」だと思いついてしまいうケースも。だからこそ、「子どもの立場」で語り合える場が意味を持ちます。

## 感情を言語化、視界広がる

「母親には感謝しています」という坂本さんにも、もちろん「どうして僕ばかりがこんな目に」とネガティブな感情にとらわれた時期がありました。今もその感情は揺れ動いています。

あ「が誕生し、朝日新聞厚生文化事業団とともに活動しています。精神障害のある人の家族会は全国にありますが、そのほとんどが障害のある子どもをもつ親の立場の方々を対象としています。子ども同士が出会う機会は、これまでほとんどありませんでした。家庭内の深刻な悩みを打ち明けられず、孤独な気持ちを抱えながら生きてきた人も

多くなります。このような背景から、孤立しがちな子どもたちのための居場所づくりや子どもたちの立場からの情報発信の必要性を痛感したことが、こどもぴあの原動力です。いま困っている子どもたちはもちろん、過去にサポートを受けられなまま大人になった人たちにとってもその苦しみを分かち合う居場所となるように。コロナ禍でもオンラインを通じて活動の幅を広げています。

## 「課題」が「課題」でなくなる未来へ

たとえば、親が精神疾患を抱えることになっても（誰しもいつだって発症する可能性はあるのだから）、その家族も含めて、適切なサポートを得て、誰しもが気構えることなく語り合え、いつかこどもぴあというグループが不要になる目指して「こどもぴあ」の活動は続きます。

## 若い世代と、ともに

「こどもぴあ」は、親子の立場の課題や語ることの大切さを共有するうちに、団体として活動しようという機運も高まってきました。こうして有志による「こども



昨年、オンライン上で開かれた「つどい」終了後のメンバーたち

## 精神疾患の親を持つ子どもの会「こどもぴあ」



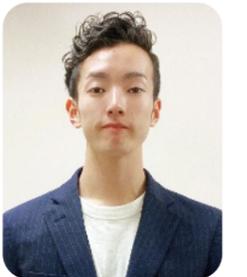
精神疾患の親に育てられた人たちが、お互いの経験を語ることで支え合おうと、2018年1月に発足。同年より当事業団では、子どもの立場の人が出会える場・集える場をつくり、今現在困難な状況にある子どもたちがSOSを発するきっかけをつくっていきけるよう「こどもぴあ」との活動を継続しています。



精神疾患の親を持つ子どもの会「こどもぴあ」代表  
坂本拓さん (30)



# 「看護学生だからできることを 未来の医療者へ手話を広げる」



徳永旭さん (19)

「第35回全国高校生の手話によるスピーチコンテスト」にて奨励賞受賞。

小学校5年生の時に母親に誘われて参加した手話サークルで手話と出会った徳永旭さん。聴覚障害者の手話と、それを通訳者が傍で声にして読み取っていく光景に、好奇心をそそられた徳永さんは、手話の魅力にどんどん引き込まれていきます。中学に入る頃には、「全国高校生の手話によるスピーチコンテスト」の優勝者だった先輩の背中を追いかけて、同じ舞台に立つことを決意します。

大学の筋金入りの野球少年でもあり、高校野球部の主将として健闘する傍ら、2年生だった18年8月にコンテスト出場を果たし、みごと奨励賞に輝きました。

## 救急医療の現場で

### 聴覚障害者に安心を

大学2年生となった現在は、看護



3年前のコンテストで手話を用いてスピーチする徳永さん (提供：朝日新聞社)

聴覚障害者との対話を通じて、彼らが最も困難を感じているのが、医療との付き合い方であることに気が付きます。とりわけ救急や夜間対応などの緊急時は医療手話通訳が間に合わず、適切な医療が受けられないこともあるのです。

将来の目標は、救急医療の場で、聴覚障害者が安心して医療を受けられるようサポートすること。それ

を学びながら、大学内に手話サークルを立ち上げたり、医療系の学生へ向けたオンラインワークショップを開催したり、手話を次世代につなぐ活動に取り組んでいます。「今、看護学生の自分だからこそ、できることをやっていきたい」と、徳永さん。看護を目指したきっかけもやはり手話でした。

と同時に、手話で培ったコミュニケーション力を活用し、一番身近な医療者として、緊急事態にある目の前の患者の不安を和らげることのできる看護師になりたいと抱負を語ってくれました。若き看護師の卵の奮闘は、福祉と看護の明るい未来を予感させてくれます。

## 全国高校生の手話によるスピーチコンテスト

朝日新聞厚生文化事業団など主催

手話の普及とボランティア活動、福祉教育の推進を目的に、1984年に第1回を実施し、今年で38年目を迎えます。手話を学ぶ高校生が、それぞれの体験や学び、社会に発信したいことなどの主張を手話によってスピーチします。

# 「児童養護施設・里親家庭等 進学応援金」



虐待をはじめ、様々な理由で児童養護施設や里親家庭で暮らし、夢に向かって学ぶ大学生などに卒業まで毎年30万円をおくり、ともに「ぴあ活動」を行う進学応援金。現在、全国で、78名の応援生がいます。「ぴあ」は、仲間を意味し、私たちは、施設で暮らすなどした学生がと

もに行う様々な社会的取り組みを、「ぴあ活動」と呼んでいます。21年9月には、学生も講師役になり、現在施設で暮らす中高生などを対象に、体験談を語ったり、進学のための準備を話したりする「ぴあセミナー」を開催する予定で、学生の有志とともに、準備を進めています。

# 「自立援助ホーム・子どもシェルター まなび応援金」



家庭や他の社会的養護施設に居場所がなく、十分な支援が届かないままに10代後半になった子ども、若者が暮らすのが、自立援助ホームや子どもシェルターです。7割以上に虐待を受けた過去があり、勉強どころではない環境で育ったことで最終学歴が中卒、高校中退の子どもが多く

います。こうした子どもたちの高校などでの就学や自立のための資格取得を後押しするために、20年度から開始し、初年度分として、292人に、約328万円をおくりました。

## 「進学応援金報告書」から

僕は5歳から児童養護施設で育ちました。施設で生活することは困難なこともあります。かけがえのない仲間ができるので悪いことばかりではありません。そのことを子ども達に伝えたいし、将来は子どもに寄り添い信頼される児童養護施設の職員になりたいと思っています。そのために大学に進学して児童福祉を学びたいです。(新入生)

皆さんがご寄付をしてくださった進学応援金のおかげで進学ができて、自分の夢を叶えることができました。とても感謝しています。社会に出たら、今度は自分が誰かを少しでも支えられるように、努力していきたいです。本当にありがとうございました。(大学4年生)

私自身がそうであったように、世の中には虐待をうけても周りに言えず、ひとり悩んでいる子どもが多くいます。そんな時、子どもが一番に相談できる、頼りたいと思える教師になることが私の将来の目標です。(新入生)

## 「まなび応援金報告書」から

アルバイトを掛け持ちしながら通信制の高校で勉強しています。仕事と勉強を両立していくのは大変ですが、将来の選択肢をひろげたいので勉強やレポートの作成に取り組んでいます。将来は車に携わる仕事に就きたいです。なりたいたい自分になるために卒業まで頑張ります。(高校3年)

私は小さいときから虐待を受けてきて、耐えられなくなって自分で児童相談所に助けを求めました。一時保護になってから自立援助ホームで暮らすことになり、いまはホームから高校に通っています。私の目標は児童相談所で働くことです。私を助けてくれた職員さんのように、ひとりでも多くの子どもを救えるひとになりたいと考えています。(高校3年)

幼い頃から親から虐待を受けて何度も挫折を経験してきた本児が、ようやく自立援助ホームにたどり着きました。もう一度学び直したいという本人の強い希望で通信制高校に入学することになり、ホームとしても支えていきたいと思っています。(自立援助ホーム・施設長)

# ご寄付のお願い

朝日新聞厚生文化事業団の福祉事業に  
いつもご協力をいただいております皆さまに、心より感謝申し上げます。

虐待など数々の困難を生き抜いてきた若者へ、  
突然の災害により喪失感を抱える方へ、  
必要なつながりやサポートが届かず孤立している方へ ...  
「一人じゃない」の思いを乗せた支援を届けるために、引き続き、ご協力をお願いいたします。

  
さまざまな  
「当事者のつどい」で  
つながりを届けます

  
被災された方への  
緊急支援として  
役立てます

  
社会的養護で  
育った若者への  
“応援金”として  
お送りします

この他にも多様なニーズに応じた社会福祉事業を実施しております。

## ご寄付の方法



**銀行振り込み・クレジットカード**  
事業団ホームページからご寄付の手続き  
ができます。



**郵便振替**  
口座番号「00130・1・9166」（加入者名＝朝  
日新聞厚生文化事業団）で受け付けております。



**古本募金**  
本、DVD（本は ISBN 書籍コードがあるものが対象）、ブランド品、貴金属等をお  
送りいただき、査定金額の全額を事業団に寄付できる仕組みです。集荷・査定換金・  
募金送金は「きしゃぼん」（運営：嵯峨野株式会社）が実施。集荷申し込み、取扱品に  
関する問い合わせは、電話 0120-29-7000（9:00-18:00）まで。  
ホームページ [kishapon.com/asahi-welfare/](http://kishapon.com/asahi-welfare/)



1,000 円以上のご寄付で、お住まいの地域の朝日新聞地域面にお名前を掲載することができます（ご希望の方のみ）。

## 税制上の優遇措置について

事業団へのご寄付は次のような寄付金控除を受けることができます（古本募金を除く）。

- 個人所得税  
所得控除と税額控除のうち、いずれか有利な方をお選びいただけます。この優遇を受ける場合、確定申告を行う必要があります。  
〈所得控除〉 寄付金の合計額\*1-2,000円=所得控除額  
〈税額控除〉 (寄付金の合計額\*2-2,000円)×40%=税額控除額\*3
- 個人住民税  
東京都にお住まいの方は、個人住民税から控除の適用を受けることができます。  
(寄付金額\*4-2,000円)×4%=税額控除額
- 法人の場合  
当事業団に対するご寄付は、その寄付金の合計金額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。  
詳細はお近くの税務署、税理士にご確認ください。

※1 総所得金額の 40% に相当する額が上限  
※2 総所得金額の 40% に相当する額が上限  
※3 所得税額の 25% が上限  
※4 総所得金額等の 30% が上限



あなたの思いやりを  
未来につなぐ

「財産の一部を、次の世代の福祉のために」  
「子どもたちが幸せに過ごせる未来のために」・・・  
人生の締めくくりとして、遺贈のご相談をいただく機会が  
増えています。

08 年に始まった奨学金事業「進学応援金」の開始を後押し  
してくださったのも、遺贈のご寄付でした。  
託していただいた大切な思いを、未来をへつなぐお手伝い  
をさせていただきます。

ご相談や資料請求など、遠慮なくお問い合わせください。

遺贈・相続寄付に関するお問い合わせ TEL 03-5540-7446（朝日新聞厚生文化事業団東京事務所）